

鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第25号

鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県住民基本台帳法施行細則（平成14年鳥取県規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下この条において「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(条例第2条の規則で定める事務) 第1条の2 略 2～4 略	(条例第2条の規則で定める事務) 第1条の2 略 2～4 略
<u>5</u> 条例第2条第5号の規則で定める事務は、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）第12条の許可の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。	<u>5</u> 条例第2条第5号の規則で定める事務は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）第3条の許可（鳥取県立岩井長者寮に係るものに限る。）の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。
<u>6</u> 条例第2条第6号の規則で定める事務は、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）第12条の許可の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。	<u>6</u> 条例第2条第6号の規則で定める事務は、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）第12条の許可の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。
<u>6</u> 条例第2条第6号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)及び(2) 略 (3) <u>鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第18条第3項（第2号の場合に限る。）の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</u>	<u>7</u> 条例第2条第7号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)及び(2) 略
(4) <u>鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第18条第4項の現況の報告の受理又はその報告に係る事実についての審査</u>	
<u>7</u> 条例第2条第7号の規則で定める事務は、消費生	<u>8</u> 条例第2条第8号の規則で定める事務は、消費生

活の安定及び向上に関する条例（昭和55年鳥取県条例第5号）第15条の資金の貸付けその他の援助の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

8 条例第2条第8号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

9 条例第2条第9号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

様式第7号（第7条関係）

表面

略

裏面

住民基本台帳法（抄）

（報告及び立入検査）

第30条の23 略

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告及び検査）

第34条の2 都道府県知事は、第30条の43第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある

活の安定及び向上に関する条例（昭和55年鳥取県条例第5号）第15条の資金の貸付けその他の援助の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

9 条例第2条第9号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

10 条例第2条第11号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

様式第7号（第7条関係）

表面

略

裏面

住民基本台帳法（抄）

（報告及び立入検査）

第30条の23 略

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告及び立入検査）

第34条の2 都道府県知事は、第30条の43第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある

<p>者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 <u>第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</u></p> <p>第47条 <u>第11条の2第11項若しくは第34条の2第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第48条 <u>次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第30条の23第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 <u>第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</u></p> <p>第46条 <u>次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第30条の23第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>第47条 第34条の2第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、<u>20万円</u>以下の罰金に処する。</p>
--	--

第2条 鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

表面

略

裏面

住民基本台帳法(抄)

(報告及び立入検査)

第30条の23 略

- 2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告及び検査)

第34条の2 都道府県知事は、第30条の43第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第47条 下の各号のいずれかに該当する者は、

表面

略

裏面

住民基本台帳法(抄)

(報告及び立入検査)

第30条の23 略

- 2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告及び検査)

第34条の2 都道府県知事は、第30条の43第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第47条 第11条の2第11項若しくは第34条の2

30万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条の2第11項若しくは第34条の2第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(2) 略

第48条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第30条の23第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(3) 略

第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。

第48条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第30条の23第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(3) 略

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年5月1日から施行する。